

島根県獣医師修学資金募集要項

平成22年3月31日	農畜第3762号
平成24年4月1日	食第1039号
平成25年4月1日	食第1773号
平成26年4月1日	食第1700号
平成27年4月1日	畜第 8号
平成28年4月1日	27畜第1127号
平成29年4月1日	28畜第1233号
平成30年4月1日	畜第 82号
平成30年6月15日	畜第 287号

この制度は、将来島根県（以下「県」という。）職員として獣医師の業務に従事しようとする獣医学生に対し、修学資金を貸与することにより、県の職場において必要な獣医師の人材を確保し、もって県内の家畜衛生及び公衆衛生の充実を図ることを目的としています。

1 対象者

この制度は獣医系大学において獣医学を履修する課程に在学する全ての学年の学生を対象とします。

2 募集人数

平成30年度：2名

3 修学資金の貸与額

1月当たり100,000円（国公立大学に在籍している者）

1月当たり180,000円（私立大学に在籍している者）

4 貸与期間

貸与期間は、修学資金の貸与を決定した月（知事が特に必要と認めた場合には、当該貸与を決定した月の属する年の4月）から、大学の獣医学課程を修了する月までとします。

ただし、正規の修業年限を超えることはできません。

5 貸与金の返還の免除

次のいずれかの事由に該当する場合は、返還債務の全部または一部が免除されます。

(1) 県関係機関において貸与期間の2分の3に相当する期間（10万円貸与者）、または3分の5に相当する期間（18万円貸与者）獣医師業務に従事したとき。

【全額免除】

(2) (1)の従事期間中に、公務上の事由により死亡したとき、又は公務上の事由に起因する心身の故障のためその業務に従事することができなくなったと認められるとき。

【全額免除】

- (3) 災害、疾病その他やむを得ない事由により貸付金を返還することが著しく困難であると認められるとき。【全額又は一部免除】

6 返還の猶予

貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める期間、修学資金の返還を猶予します。

- (1) 獣医師免許取得後、獣医師として県の機関に在職するとき：その在職期間
(2) 獣医師国家試験の受験資格取得後、獣医師免許を取得することができないとき：受験資格取得後2年以内
(3) 災害、疾病その他やむを得ない事由により修学資金を返還することが困難であると知事が認めるとき：その事由が継続する期間

7 貸与金の返還

(1) 返還事由

貸与した修学資金は、貸与を受けた者が次のいずれかに該当するに至ったときは、一括返還しなければなりません。

- ①修学資金の貸与が取り消されたとき
②獣医師国家試験の受験資格を取得した日から2年以内に獣医師免許を取得しなかったとき
③業務上の事由によらない死亡又は心身の故障により獣医師の業務に従事できないとき
④県関係機関において貸与期間の2分の3に相当する期間（10万円貸与者）、または3分の5に相当する期間（18万円貸与者）、獣医師の業務に従事できない見込みとなったとき

(2) 返還方法

上記の事由が生じた日の属する月の翌月末日までに、貸与を受けた修学資金の全額と各月の貸与額についてその交付を受けた日から当該各号に掲げる事由が生じた日までの日数に応じ、年10%の割合で算定した額との合計額を返還しなければなりません。

また、特別な事情等があれば返還方法を変更できる場合もあります。

8 修学資金貸与申請の受付

募集人数に達するまでは随時受け付けします。

修学資金の貸与を希望される方は、「島根県獣医師修学資金貸与希望調査票」に必要事項を記入の上、島根県農林水産部畜産課（下記）にご提出下さい。

貸与希望調査票を提出いただいた方には、後日こちらからご連絡させていただきます。

9 修学資金貸与の申請手続

修学資金の貸与を受けようとする方は、連帯保証人1人を立て島根県獣医師修学資金貸与申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければなりません。

ん。

- (1) 大学の学長又は学部長の推薦書（大学入学前に申請する者にあつては、大学入学後に速やかに提出すること。）
- (2) 連帯保証人についての市町村長の発行する所得証明書
- (3) 申請日の属する年度の前年度における学業成績証明証（当該年度の新規の大学入学者については必要ありません。）

10 貸与者の決定

島根県獣医師修学資金貸与者選考審査会設置要領に従い、被貸与者を決定し、本人に通知します。なお、選考のため面接を実施します。

11 交付申請、交付決定

貸与を決定した方には、貸与決定通知書に、奨学金の貸与に必要な次に掲げる書類を添付して送付します。なお、交付申請及び交付決定の手続は、毎年度行います。

- (1) 島根県獣医師修学資金交付申請書
- (2) 被貸与者本人の口座振替申出書

※インターネットバンクは、県の会計の都合上利用できません。

※通帳の氏名のページのコピーを添付してください。（口座名義（カタカナ）や番号に誤りがあると入金できなくなります。確認のために必要ですので提出をお願いします。）

12 入金

上記の書類が提出された後に、入金の手続をします。

原則として、月額 of 修学資金は、毎月10日に指定の口座に振り込みます。

附 則

- 1 この要項は、平成30年6月15日から施行する。

問合せ・提出先

〒690-8501

松江市殿町1番地

島根県 農林水産部 畜産課

TEL 0852-22-5137 FAX 0852-22-6043